

不利益処分の処分基準

処 分 名	特定公共賃貸住宅の駐車場の使用許可の取消し		
根拠例規及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 49 条		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例第 21 条の 2 第 8 項 多治見市営住宅駐車場に関する要綱(平成 4 年告示第 55 号)	
	基 準	市営住宅駐車場使用許可取消しと同様とする。	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			